

兵庫県本人確認情報等保護審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県本人確認情報等保護審議会条例（平成14年兵庫県条例第27号）第7条の規定に基づき、兵庫県本人確認情報等保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の40第2項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定により知事から諮問がなされたとき、また、知事から法第30条の38第5項の規定に基づき意見を求められたときその他会長が必要と認めるときに開く。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ文書により会議の日時及び場所並びに会議に付すべき案件を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(会議の非公開等)

第3条 審議会の会議は、非公開とする。ただし、審議会が特に必要と認めるときは、公開することができる。

(会議録等)

第4条 審議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席し、又は欠席した委員の氏名
- (3) 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名
- (4) 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名
- (5) 会議に付した案件の名称
- (6) 議事の要旨
- (7) その他必要な事項

2 会議録は、会長及び会長が指名する委員1名が署名して確定する。

3 会議録は、会議を公開とした場合にあっては公開とし、会議を非公開とした場合にあっては非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合であっても、審議会が特に必要と認めるときは、会議録の全部又は一部を公開することができる。

4 前項の規定は、審議資料、議決等に準用する。

(文書による意見の開陳等)

第5条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長の承認を受けたときは、会議において、文書により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 前項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(意見等の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成14年8月13日から施行する。

この要領は、令和6年5月27日から施行する。